

子どもの未来のために できること

けんり ぶつく Kenri Book



SAPPORO

もくじ

はじめに	P 1
1. 子どもはただのちっちゃい子？	P 2
2. 権利はワガママ？	P 3
3. 子どもの権利って何？	P 4
4. ケーススタディ	
ケース① ニンジン食べなさい！	P 5
ケース② どーせ無理	P 6
ケース③ よけいなことしないで！	P 7
ケース④ 愛のムチ	P 8
ケース⑤ 意見を聞いてはみたものの	P 9
ケース⑥ だれかにまかせておこう	P10
ケース⑦ 自分が嫌い	P11
5. まとめ	P12
【資料編】	
1. 「子どもの権利条例」制定の経緯	P14
2. 条例の特徴	P15
3. 条例の前文	P16
4. 21の子どもの権利	P17

主な登場人物



きらり君：札幌の小学4年生。素直な性格で、勉強もがんばっていたが、最近、無気力で自分勝手な行動が増えてきた。毎日がなんとなくつまらない様子。いったいなぜ…？



お父さん：サラリーマン。仕事が忙しく、最近イライラしがち。



お母さん：しっかり者。一人っ子のきらり君が心配で、つい過保護になってしまふ。



子どもの権利博士：子どもの権利に詳しい謎の人物。きらり君一家を見つけ、一家を救うべく『Kenri Book』をつくった。

はじめに

はじめに

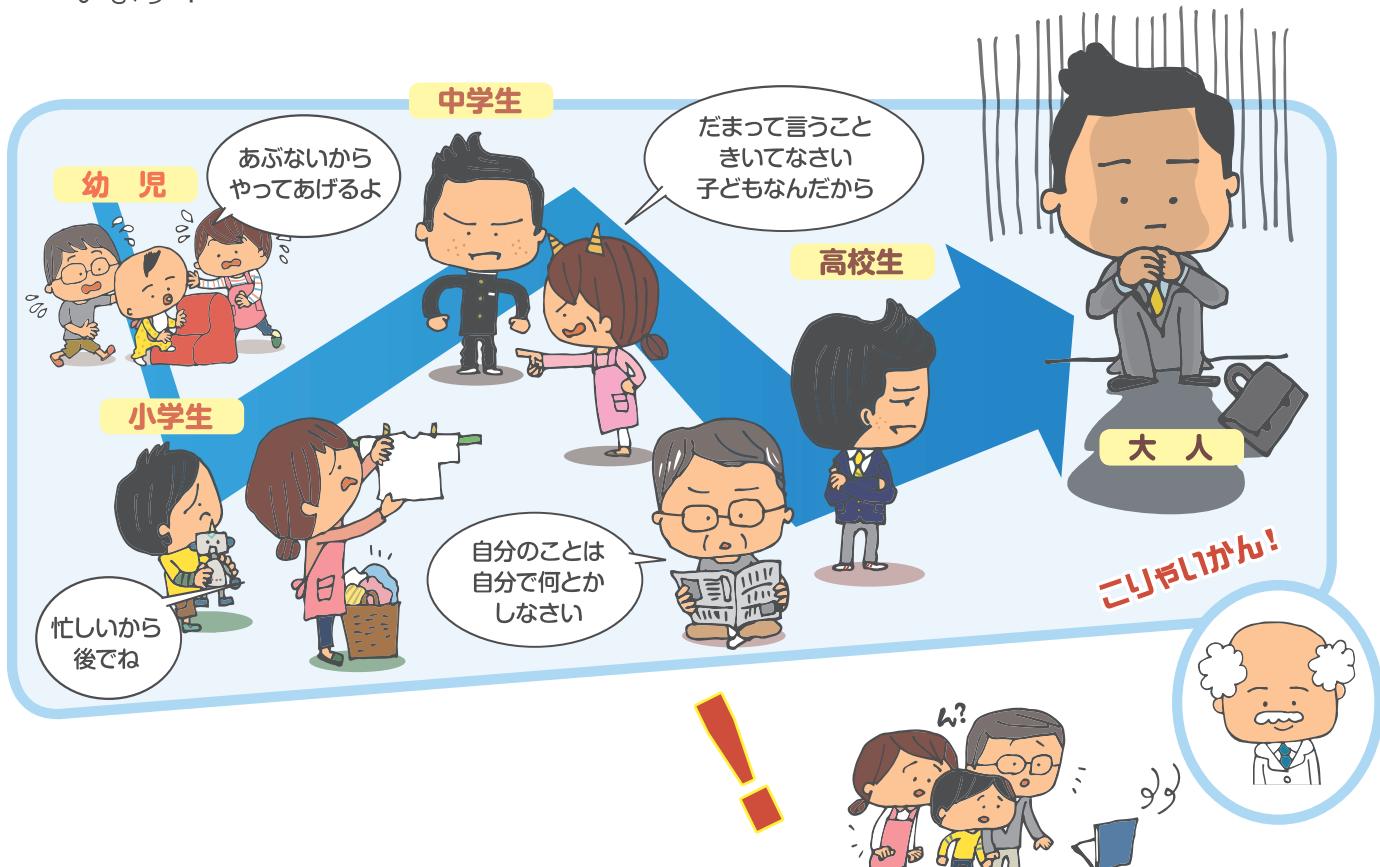
札幌市は、子どもが豊かに育つ環境づくりを進めるために、「**子どもの権利条例**（正式名称：子どもの最善の利益を実現するための権利条例）」というちょっと長い名前の条例をつくりました。



子どもの権利は、すべての子どもが毎日を安心して過ごし、健やかに成長するために、なくてはならないものです。

この『Kenri Book』では、日常のよくあるワンシーンを通して、子どもの権利について説明しています。

子どもたちが生き生きと過ごし、伸び伸びと育つヒントがたくさんつまっています！



1

子どもはただのちっちゃい子？



子どもとは、生まれたばかりの赤ちゃんから18歳未満の人までで、一人ひとりさまざまな個性を持っています。(条例2条、条約※1条)



生まれたばかりの赤ちゃんは、まずは大人の保護が必要ですし、高校生では自立した個人として接することもあるでしょう。「子ども」と一言で言っても、年齢によって関わり方には当然違いがあります。



子どもを、**さまざまな可能性を持ったひとりの人間として尊重し、子どもの成長に合った適度な関わりを持ちながら、育てる・サポートする**必要があります。



- 何でも先回り

- 無関心ですべて放任

どちらかに偏らないようバランスが大事です。

いいね!



そっとひと押し
愛あるサポート

※児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

2.

権利はワガママ？



「権利」とは、「〇〇できること」や「〇〇しなくてよいこと(されないこと)」を言います。

それでは、いつでも、どこでも、どんな時でも、何をしてもよいのでしょうか？誰かが権利を主張した場合、すべて受け入れなければいけないのでしょうか？

権利をだれか一人だけが主張した場合、他の人と考えが違う場合は当然衝突します。

自分の権利だけではなく、他の人にも権利があること、相手のことによく理解することが必要です。

そのためには、相手の話をよく聞くとともに、自分の考え方や意見をきちんと相手に伝えることが大切です。話し合いで決まったことは守るという「責任」も生じ、その結果、**みんなの権利が守られることになります**。一方的な主張はワガママとあまり変わりません。

権利はあります
あなたにも。
私にも。

3. 子どもの権利って何?



もちろん、子どものきらり君にも権利はあります。しかし、「いつでも好きなときに」というわけにはいかないですね。子どもの権利とは、決して、一方的なワガママを認めることではありません。

子どもが自分と同じように他の人にも権利があり、権利がぶつかり合ったときには、話し合いにより調整を行う必要があることを正しく理解することが大切です。

いいね!



子どもは権利行使、調整する経験を繰り返すことで、ルールやマナーを身につけ、成長していきます。

札幌市の「子どもの権利条例」では、子どもの権利を具体的に定めているので、詳しくは 17P を見て下さい。

いつだってイキイキ のびのび
笑顔で
さっぽろっ子

次のページからは、具体的なケースを通して、「子どもの権利」についてみていきましょう。

4. ケーススタディ

ケース①

ニンジン
食べなさい！



日常の中でこのようなことはありませんか？

家庭は、子どもにとって最も基本となる生活の場であり、保護者は、子どもの年齢や成長に応じて適切な指導や助言を行ったり、子どもの言葉や表情、しぐさなどから子どもの思いを受け止めることが必要です。（条例12条）

大人は、何が大切で、何を分かってほしいのか、子どもとよく話をしながら、子どもの話に耳を傾けてください。

毎回は無理でも、続けることで子どもも自ら考えるようになるのではないかでしょうか。

ニンジンを食べるも食べないも
大人の姿勢が
カンジンだ！



ケース②

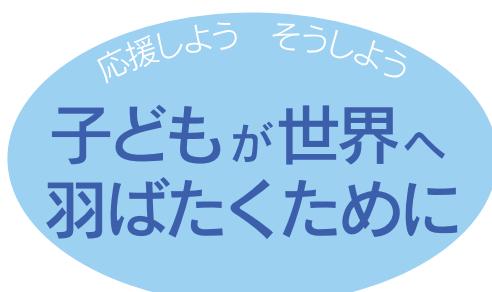
どーせ無理



「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。」（条例前文より）

子どもの可能性を引き出すことができるのは、周りにいる大人たちです。

子どもにとって最もよいこと（**子どもの最善の利益**）は何かを考え、子どもの成長や発達段階に合ったサポートをすることが求められます。



ケース ③

よけいなことしないで！



子どもが、間違えたり、失敗したりした時に注意し、叱ったりすることは必要ですが、それがいつもだとどうでしょうか？

子どもは、さまざまな体験や活動を通して、人とふれ合い、試行錯誤や創意工夫をすることで、成長し、だれかの役に立つことの充実感や人間関係づくりを学んでいきます。 そして良好な人間関係の中、**大人やまわりの人を信頼し、安心できるようになると、失敗しても再び立ち上がり、チャレンジできます。**

このような過程を経ながら、自立した大人に向けて成長していく環境にあることが、子どもの権利を保障することにつながります。

失敗してもいいじゃない
人間なんだから

ケース④

愛のムチ



感情的に子どもにあたってしまうこと、その後に「そこまでしなくてもよかつたかな…」と思うことはありませんか？

子どもは時に理屈に合わないことをしたり、大人を怒らせるような態度をとったりすることがありますよね。

しかし、**しつけのためと称しても、子どもを精神的、肉体的に傷つけることは許されません。**

まずは、大人が一呼吸置いて、じっくり子どもの話を聞いて、大人の思いも話して聞かせることが大事です。

子どもが日常的にたたかれたり、一方的に怒られてばかりいることで、逆に他の子どもをいじめたり、大人になってから子どもを虐待してしまっては大変です。



意見を聞いてはみたものの



子どもから意見を聞くということは、子どもの主張どおりに物事を決めるということではありません。

子どもの意見を尊重することは大切ですが、意見を受け入れることができないときは、その理由をはっきりと伝えるなど、ていねいな説明が必要です。

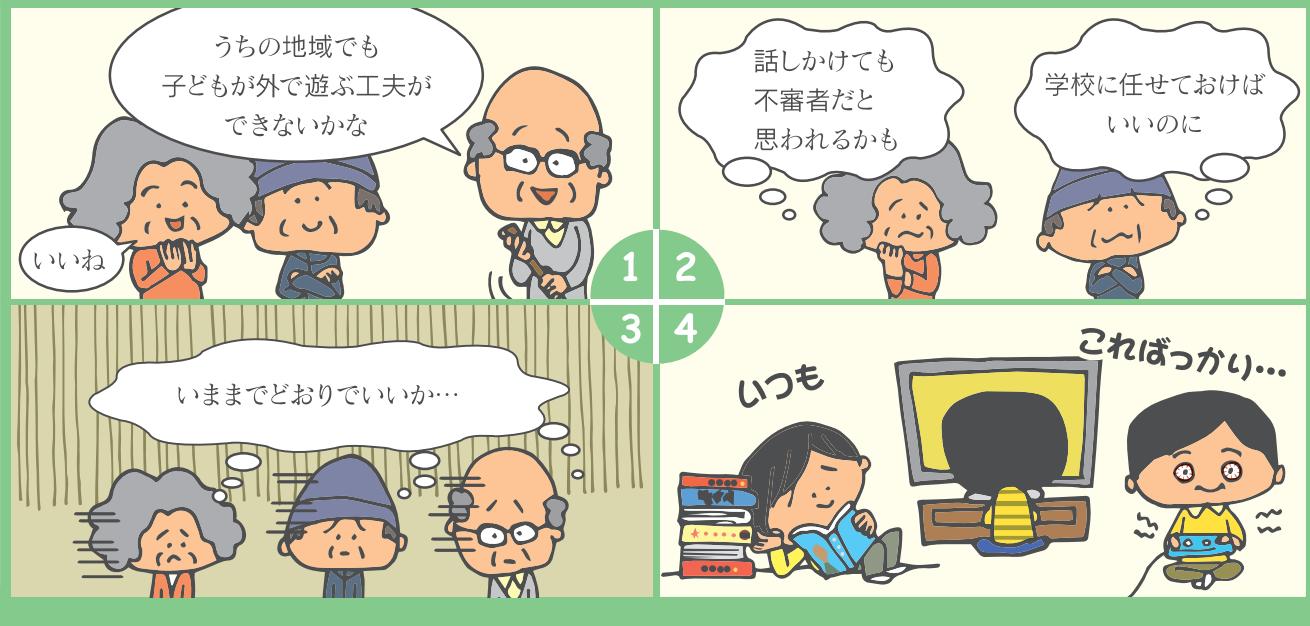
子どもの権利を大切にし、子どもの意見を聞くことは、単にワガママを受け入れることではありません。「あなたのため」と言って、自分の考えを押しつけることになってしまいませんか?大切なことは、子ども自身が考え、意見を言うことです。

そうだ、子どもに聞こう。
みみ こころ
耳と心を傾けて



ケース⑥

だれかにまかせておこう



「子どものために何かをしたい。」そのように考えている大人の方は多いのではないでしょうか。

すでにさまざまな取組をしている人がいる一方で、ためらっている人もいるのでは？

自分たちの住んでいるまちのことは、自分たちで考え、「大人も子どももお互いに信頼できる人間関係を築く」それが地域で安心して過ごすことにつながるのではないでしょうか。

そのためには、大人の皆さんのが一歩踏み出して、子どもと関わってみてください。



地域が子どもを
育てるのだ

自分が嫌い



 こうなってしまっては大変です。
苦手なことやダメだなと思うことはあっても、ありのままの自分自身を受け入れる気持ちや「自分は大切な存在」「自分はかけがえのない存在」と思える気持ちのことを「**自己肯定感**」と言います。この自己肯定感を高めることは、子どもの豊かな成長発達には最も大切です。

子どもの自己肯定感を高めるために大人には次の姿勢が大切です。

- ・子どもの話をよく聞き、気持ちを汲む
- ・子どもの頑張りを認め、見守る
- ・大人の思いを伝え、アドバイスや支援をする



5.

まとめ



これまで日常よくある場面（極端なところもありますが…）を通して、「子どもの権利」の基本的な考え方についてふれてきました。

皆さん、この『Kenri Book』を通して、「子どもの権利」に関心を持ち、理解して、子どもと接していくっていただきたいと思います。

札幌の子どもが、「**ありのままの自分でいいんだ。自分は周りの人から必要とされている。ひとりじゃない。**」と思えるよう、子どもの笑顔が輝くまちを目指し、子どもの権利の保障を進めていきましょう。



資料編



こちらも読んでください。ぜひ。

札幌市では、平成20年11月に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」を制定（施行：平成21年4月）し、子どもが幸せに過ごすことができるまちを目指しています。
資料編では、条例制定の経緯や条例の特徴などについて説明し、理解を深めていきます。

1. 「子どもの権利条例」制定の経緯

まずは、条例が制定されるまでの経緯について説明します。

平成17年度

弁護士、大学教授や公募市民を含めた条例制定検討委員会を発足。様々な機会での懇談会、出向調査やアンケート調査を実施。小学生～高校生 32 名の子ども委員会発足。

平成18年度

条例案についてのパブリックコメントを実施（3,504 名から意見）。平成 19 年 2 月に市議会に条例案を提出し、審議の結果、賛成少数で否決となる。

平成19年度

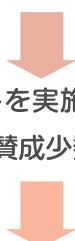
子どもの権利侵害に対する救済制度を含め、条例全体について審議するための検討会議を新たに設置。平成 20 年 2 月に 2 回目のパブリックコメントを実施（383 名から意見）。

平成20年度

5 月、再度条例案を市議会に提案し、継続審議となる。11 月、名称を現在の名称に修正し、可決となる。

平成21年度

条例施行



いろいろと
検討してきたのね



制定までには、条例づくりに子どもが関わったり、2 度のパブリックコメントでは子ども用の資料をつくり、多くの子どもから意見を聞いたりと、全国的に見ても先進的な取組を行ってきました。



条例は「日本国憲法」と「子どもの権利条約」を基に作られ、これらの理念に基づき子どもの権利の保障を進めます。

日本国憲法

人が生まれながらにもっている基本的人権を保障（第 11 条）。基本的人権とは、自由に生きることや差別されること、健康で文化的な生活を送ることなど、人間らしい生活をする権利のこと。

子どもの権利条約

子どもが、戦争などによる飢えや貧困、虐待やいじめなどで苦しむことなく、幸せに過ごすことができるよう、1989 年 11 月、国際連合で全会一致により採択され、日本は 1994 年に批准。現在、締約国・地域の数は 196（2019 年 8 月時点）にのぼる。

2. 条例の特徴

条例では、前文（16Pを見てください。）のほか、第1章から第8章まで計49条の条文を設けて、主な内容として次のことを定めています。

①子どもにとって大切な権利（第3章）

子どもにとって大切な権利を、子どもに親しみやすい表現で定め、札幌らしさも盛り込んだ内容となっています。

- ・安心して生きる権利
- ・自分らしく生きる権利
- ・豊かに育つ権利
- ・参加する権利



②生活の場における大人の役割（第4章）

子どもの最善の利益を考慮して、権利の保障に努めることを大人の責務とし、家庭、学校・施設、地域や市政など、さまざまな生活の場における大人の役割を定めています。

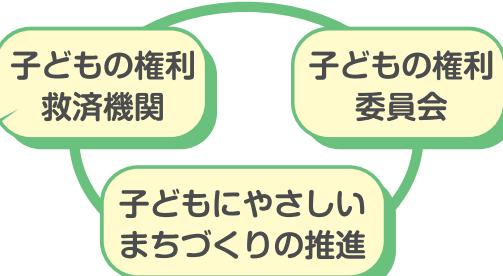
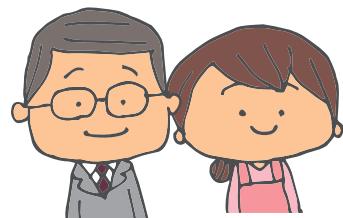
③権利を総合的に保障する仕組み（第5～7章）

子どもを権利の侵害から救済する機関の設置など、子どもの権利を総合的に保障する仕組みについて定めています。

希望があれば、学校などの間
に入って、調整もします。



まずは相談ね



子どもアシストセンター

学校のこと、友だちのことなど、困ったときは、一人で悩まないで、どんなことでも相談してください。

受付時間 月～金：午前10時～午後8時

土：午前10時～午後4時

電話【子ども専用】0120-66-3783（通話無料）

【大人用】011-211-3783

Eメール

assist@city.sapporo.jp

3. 条例の前文

条例を制定する意義や子どもの権利の保障をより一層進めていくという決意を示した前文の概要を紹介します。

権利の主体

子どもはかけがえのない存在であり、条約では、子どもを保護の対象であるとともに、子ども自身も権利行使する主体（存在）であると位置付けており、条例でもこの文言を用いています。

規範意識

子ども自身が権利について学び、お互いの権利を調整する経験を通して相手の権利を尊重しなければならないことを理解し、社会のルールや決まりごとを守る責任を身につけることを示しています。

子どもの最善の利益

大人は、何が子どもにとって最も良いことなのかを考慮し、子どもとともに考え方支援していく責務があることを示しています。

自立した社会性のある大人

子どもの権利の保障を進めることで、子どもが自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育つ環境が整えられることを示しています。

すべての人にやさしいまち

子どものまちづくりへの参加を進めることで、子どもだけではなく、すべての人によるやさしいまちづくりが進められることを示しています。

子どもの権利の保障

日本国憲法と子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の理念に基づき、市民の皆様と市が一体となって、子どもの権利の保障を進める決意を明らかにしています。

ルールや責任についても
きちんと盛り込まれて
いるんだね



4. 21の子どもの権利

最後に、条例で定める21の子どもの権利について、紹介します。

1 安心して生きる権利

- ①命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。

「どれも大切だね」
- ②愛情を持ってはぐくまれること。
- ③いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- ④障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- ⑤自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- ⑥気軽に相談し、適切な支援を受けること。

2 自分らしく生きる権利

- ①かけがえのない自分を大切にすること。
- ②個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ③自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- ④プライバシーが守られること。

3 豊かに育つ権利

- ①学び、遊び、休息すること。
- ②健康的な生活を送ること。
- ③自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- ④夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- ⑤様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しみこと。
- ⑥札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- ⑦地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つため行動すること。

「雪国の暮らし」なんぞ
札幌ならではだね

4 参加する権利

- ①家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- ②表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- ③適切な情報提供等の支援を受けること。
- ④仲間をつくり、集まること。



この条例や子どもの権利について、多くの市民の方に知っていただき、理解いただくことで、札幌市が目指す「子どもにやさしいまち」が実現します。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。



よかったよかった。
さて、次は…



札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

平成 25 年（2013 年）5 月発行（第 3 版 令和 2 年（2020 年）3 月）

住 所：札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 3 階

電 話：011-211-2942

FAX：011-211-2943

E ル：kodomo.kenri@city.sapporo.jp

H P：<http://www.city.sapporo.jp/kodomo.kenri/>



01-601-19-2856
31-1-200



人権イメージキャラクター
人 KEN まもる君

みんなで築こう人権の世紀 ～考え方相手の気持ち 育てよう思いやりの心～

札幌法務局 札幌人権擁護委員連合会 道央人権啓発活動ネットワーク協議会



人権イメージキャラクター
人 KEN あゆみちゃん